

## 第20回全国障害者スポーツ大会（サッカー競技） 和歌山県予選会 開催要項

### 1. 名 称

「第20回全国障害者スポーツ大会（サッカー競技）和歌山県予選会」とする。

### 2. 目 的

第20回全国障害者スポーツ大会（サッカー競技）近畿地区予選会へ出場する本県代表チームの選考及び当該競技の選手育成並びに強化を目的として開催する。

### 3. 主 催

和歌山県 和歌山県障害者スポーツ協会

### 4. 協 力

一般社団法人和歌山県サッカー協会

### 5. 主 管

和歌山県障害者スポーツ協会

### 6. 大会期日

令和2年3月1日（日）

### 7. 大会会場

紀三井寺公園球技場（和歌山市毛見200）

### 8. 大会運営本部

和歌山県・和歌山県障害者スポーツ協会・一般社団法人和歌山県サッカー協会の三者で構成された運営本部を設置する。

### 9. 大会スケジュール

14時より開始式を開催し、14時30分より試合を開始する。ただし、参加チーム数あるいは天候等の理由により変更する場合がある。また、敗者復活戦及び3位決定戦は行わない。

### 10. 天候等による大会の開催決定について

- (1) 大会当日の午前8時時点で、開催地である和歌山市において大雨・洪水・暴風のいずれかの警報が発令されている場合、主催者にて協議のうえ開催について判断する。また、県内に津波警報が発令されている場合は、大会の開催を中止する。
- (2) 大会中に上記の警報及び雷注意報が発令された場合、運営本部において協議のうえ、競技続行あるいは中止の判断を行うこととする。
- (3) その他、大会の開催に支障があると判断される事象が発生した場合、運営本部にて協議の上、競技続行あるいは中止の判断を行うこととする。

### 1 1. 組み合わせ抽選

組み合わせ抽選は令和2年2月14日（金）午前10時、和歌山県障害者スポーツ協会事務局にて行う。抽選は主催者抽選とする。

### 1 2. 参加資格

次の各号に定める要件をすべて満たしているチームに、本大会の参加を認める。

なお、各チームの代表者は、主催者が求めた場合には、当該要件を満たしていることを証明するものを提示しなければならない。

- (1) チームの所在地が和歌山県内にあること。
- (2) 和歌山県内に住所を有する者、または県内に所在地のある施設等に入所・通所・通学している者で構成されていること。
- (3) 令和2年4月1日現在、満13歳以上となる者のみで試合することが可能であること。
- (4) 療育手帳所持者あるいはその取得の対象に準ずる障害のある者（別記に定められた要件を満たす者）で構成されていること。

### 1 3. 参加申し込み

本大会に参加を希望するチームは、所定の申込用紙に必要事項を記入し（2）に定める期日までに申し込みをすること。

- (1) 申込方法  
郵送又は持参とする。
- (2) 申込期日  
令和2年2月6日（木）  
郵送の場合は必着。持参の場合は17時までに持参すること。
- (3) 申込先  
〒641-0014 和歌山市毛見 1437-218 和歌山県障害者スポーツ協会事務局あて

### 1 4. 登録選手の人数と変更

1チームの登録人数は16人までとする。大会開催日の受付時までに主催者もしくは大会運営本部に届け出た場合には登録の変更を認める。ただし、変更後においても12に定める参加資格を満たさなければならない。

### 1 5. 競技方法

- ① 試合はトーナメント方式とする。ただし、参加チームが3チームの場合は総当たりによるリーグ戦の勝ち点制で行う。なお同点の場合はPK方式により勝敗を決定する。（リーグ戦の場合は引き分けとする。）
- ② リーグ戦形式で行う場合の勝ち点は、勝ち3点、引き分け1点、負け0点とし、勝ち点で並んだ場合、得失点差により順位を決定する。ただし、得失点差が同じ場合は、抽選により順位を決定する。
- ③ 試合時間は40分（前半20分、後半20分）とし、ハーフタイムのインターバルは5分間とする。
- ④ 各試合の招集時刻は原則として試合開始5分前とする。  
なお、PK等により試合時間が延びた場合は、試合開始時刻を変更することがある。

- ⑤ 選手は選手番号のあるユニフォームを着用すること。ピブスでも可とするが、ピブスは出場チームが用意するものとする。
- ⑥ 選手交代は自由である。交代した選手が再度出場することも可とする。ただしあらかじめ登録された選手に限る。また交代はアウトオブプレーの時に審判の承認を得て行うものとする。
- ⑦ 試合球は5号検定球とし、主催者が用意する。
- ⑧ 退場を命じられた選手は本大会の次の1試合に出場することができず、それ以降の処置については本大会の運営本部で決定する。
- ⑨ 本大会中、警告を2回受けた選手は、次の1試合に出場することができない。

## 16. 競技規則

本大会の競技規則は、全国障害者スポーツ大会競技規則及び2019-2020(公財)日本サッカー協会競技規則によるものとする。

## 17. 表彰について

表彰は、1位から3位のチームに対して行い、表彰状及び優勝旗を授与する。

## 18. 第20回全国障害者スポーツ大会近畿地区予選会について

この大会で最上位となったチームに、本県代表として第20回全国障害者スポーツ大会近畿地区予選会(以下「近畿大会」という。)の出場権を与える。

なお、当該チームが何らかのやむをえない事情で近畿大会に出場できないと主催者が認めた場合には、次位のチームに出場権を与えるものとする。

天候などの事由により日程を消化できなかった場合は、その時点で勝ち残っているチームによる抽選において、近畿大会出場チームを決するものとする。

抽選日時や方法等は、別途定めるものとする。

## 19. 選手の健康管理その他

- (1) 健康面においては、各参加選手が医師の診断を受けるなどし、自己の責任において健康と安全管理に充分留意すること。大会に参加してから負傷や疾病その他健康上の理由で、主催者がその選手の試合出場を不可能と認めた場合は出場を禁止することがある。
- (2) 大会当日の事故については、当該選手又は所属チームからの報告を以て、主催者において加入した傷害保険の範囲内でのみ対応する。なお、当該保険の対象となる事故についての報告は、大会翌日までに行うこと。
- (3) 大会参加選手は、障害者スポーツの普及啓発に資すると判断される場合、その氏名、容姿、声及び言葉などがテレビ、新聞及びその他の媒体に用いられることに同意すること。
- (4) この要項に定めるもののほか必要な事項は、大会前日までにおいては主催者にて、大会当日においては運営本部にて協議の上決定する。

**(別記)**

要項 12 (4) 「その取得の対象に準ずる障害のある者」とは、以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第 72 条に定める特別支援学校に在籍している者。
- (2) 旧知的障害者福祉法第 21 条の 6 に定める知的障害者更生施設(入所及び通所)及び同条の 7 に定める知的障害者授産施設に入所若しくは通所している者。
- (3) 児童福祉法第 42 条に定める知的障害児施設に入所する者あるいは同法第 43 条に定める知的障害児通園施設に通所している者。